

令和2年 第2回定例会（第2日6月8日）

〔質問〕 沖本

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行ってまいります。今回の一般質問は、発言通告書の大項目1、新型コロナウイルス感染症対策に係る職員の働く環境についてと、2、複合災害への危機管理について、大きく2項目について伺ってまいります。なお、質問については三密回避を最優先し、前置きを割愛、時間短縮に努め、極めて端的に伺ってまいります。

まず、新型コロナウイルス感染症対策に係る職員の働く環境については、本市において市民サービスへの影響を最低限にすることを第一に考えながら、発言通告書の小項目（1）窓口での感染予防対策や混雑対応における業務の工夫と効果、あるいはそこで生じた課題、（2）在宅勤務体制の導入による工夫と効果、あるいはそこで生じた課題について、それぞれ事例を挙げていただきながらお示しいただき、今後の取組について伺ってまいります。

また、（3）清掃職員の感染予防対策については、先日、遠藤市長から市政の現況を示される中で「外出自粛などの影響により家庭から排出されるごみの量が増える中、自作のフェースシールドを装着するなど感染予防に努め収集作業を行っています。こうした清掃現業職員に対しては多くの市民から感謝の手紙や声援をいただき、お気持ちをしっかりと受け止め、変わらない日常を提供し続けようと日々職務に励んでいます」と紹介されていますが、改めて業務の工夫と効果や課題についてそれぞれ事例を挙げていただきながら詳細をお示しいただき、今後の取組についても伺います。

次に、複合災害への危機管理については、先月、5月1日に防災減災、災害復興に関わる58学会で構成される防災学術連携体から発表された市民への緊急メッセージ「感染症と自然災害の複合災害に備えて下さい」の内容や、4月に発せられた国からの通知を元に伺います。

まず、この緊急メッセージは5月1日時点までの状況を踏まえ、「新型コロナウイルスの感染について予断を許さない状況が続いています。この感染症への対策を進めつつ、自然災害の発生による複合災害にも警戒が必要です。本格的な雨季を迎える前に、災害時の心構えを市民の皆様にお伝えいたします」と始まり、詳細は割愛しますが、感染症と自然災害の複合災害リスクや感染リスクを考慮した避難の必要性、熱中症への対策の必要性など、複合災害への備えを市民に呼びかけています。ただし、このメッセージには、当然ながら地方自治体としての役割も示されております。また、このメッセージより前、国としても新型コロナウイルスの感染拡大に伴う自然災害の複合災害への危惧、とりわけ三密は避難所の状況に合致することから、4月1日に「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」を、7日にはそのさらなる対応についてを各都道府県、保健所設置市、特別区に通知を出し、可能な限り多くの避難所の開設や、親戚や友人の家等への避難検討の周知などを求めています。このことは、前任者中澤邦雄議員の質問に対する市長室長の答弁の中にも含まれております。昨今の報道では、これらの対応に向けて動き出した自治体の取組を紹介したり、専門家の意見をまとめられ提言されています。当局とは、これら一連の資料や内容は事前に共有化させていただいております。

質問としては、本市における複合災害への危機管理について、防災学術連携体からの市民への緊急メッセージや国からの通知を受け、発言通告書の小項目（1）感染症と自然災害の複合災害のリスクについて、（2）感染リスクを考慮した避難について、（3）熱中症への対策について、本市の基本的な考えを伺うとともに現状と今後の取組について伺うこととし、前任者への答弁に重複しない部分

だけで結構ですのでお示しいただくよう当局に求め、1回目の質問とします。（拍手）

〔答弁〕市長室長

複合災害への危機管理についてご質問をいただきました。

まず、前任者にも答弁をさせていただいたところでございますけれども、新型コロナウイルス感染症の未終息、新しい生活様式が示された中、避難所または指定緊急避難場所が三密となってしまう状況については、被害の状況及び避難者数等によりますが、現状の開設運営手法では回避が困難となることが想定されるため、施設管理者の協議及び避難所運営マニュアルの見直し等、実施すべき重大な課題と捉えております。その中で、地震などにより住宅が被災し居住することができなくなった市民等が一定期間生活する避難所における本市の現状の対策についてご答弁させていただきます。

市はこれまで国が作成した避難所運営ガイドライン等を基に、座間災害ボランティアネットワークとの共同事業などを通じて助言等をいただきながら、避難所運営マニュアル標準型を作成しました。さらに、学校避難所においては自治会や自主防災組織等と連携し、地域を主体とした公設民営の避難所運営体制の構築を目指し、避難所運営委員会を設立し、施設と地域の特徴に見合ったマニュアルへと充実を図りながら、避難所開設訓練等を実施しております。このマニュアルにおいて、主たる避難スペースは学校の体育館としておりますが、妊産婦や乳幼児などの配慮を要する方、感染症や体調不良者には個室を用意することを定めるとともに、感染予防対策として手洗い、消毒の実施を明記しております。

新型コロナウイルス感染症への避難所の応援体制についてですが、議員からお示ししていただいたとおり、国は新型コロナウイルス感染症の感染経路が特定できない症例及び感染者の急速な増加を受け、令和2年4月1日付で、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について及び、当月7日付で、避難所における新型コロナウイルス感染症へのさらなる対応について発出された通知では、避難施設での新型コロナウイルス感染症の拡大防止からホテルや旅館などの活用も検討し、可能な限り多くの避難所を開設すること、親戚や友人の家等への避難の検討、避難所での避難者の健康状態の確認及び手洗い、せきエチケット等の基本的な対策の徹底などが示されております。今後、国や県の助言等を参考に、施設管理者、ざま災害ボランティアネットワーク、避難所運営委員会等と施設の特性等を勘案し、可能な範囲での感染防止に資する避難所運営マニュアルへと見直しを行っていくとともに、避難所における新型コロナウイルス感染症の感染リスクをはじめ、避難先についてはあらかじめ親戚や知人宅などの避難先を決めておく、状況に応じての自家用車等での一時待機、平時から避難所へ行かなくても済む自助の備え等について普及啓発してまいります。

また、避難所における防災資機材については補助金や交付金を活用しながら継続的に整備し、災害時については災害応急対策資機材の供給に関する協定、国や県からの支援等も活用し、電力や大型空調機などの設備による避難所の環境整備について対応してまいります。

これからの台風シーズンに備え、洪水や土砂災害から一時的に避難する指定緊急避難場所での感染防止対策についてでございますが、風水害時の避難場所での対策については早急に対処する必要があるため、既存の指定緊急避難所開設運営事項に、室内換気や人と人との距離を置くこと、消毒実施事項などを追加し、現在運用をしております。また、新たな避難場所の確保として、令和元年の台風15号及び19号の教訓から検討事項としていた自家用車での避難場所についても、芹沢公園駐車場などを状況に応じて開放するなどの体制を整えております。実際には、4月18日に低気圧の接近に伴い市域に大雨が予想された際、土砂災害に係る指定緊急避難場所の開設準備として従前の必要備品のほかに、

消毒液を用いた清掃用具一式、体温計、室内換気用の扇風機、手洗いの徹底、マスクの着用、2メートルの距離を置くなどの注意掲出物、芹沢公園駐車場の開放、避難者名簿に体調確認欄を追記するとともに、動員する職員の待機場所の拡張についても対応した経過がございます。幸い、避難を促すほどの気象状況とはならず、指定緊急避難場所の開設及び職員の動員等を実施することはありませんでした。これからのことを踏まえ、例年台風シーズン前に広報さま、市ホームページ等を用いて啓発している風水害に備える特集において、今年度は、避難施設は三密の回避が困難であること、避難先は市が開設する指定緊急避難場所だけではなく、危険区域外への移動、建物の上層階に避難する垂直避難、親戚や知人宅に避難することも有効であること、避難をする際はマスク、消毒液、体温計を持参するなどの事項等を避難施設における新型コロナウイルス感染症の感染リスクについて掲載する予定でございます。いずれにしましても、新型コロナウイルス感染症対応の主体である県のリーダーシップの下、その情報や対応に注視しつつ、避難所、指定緊急避難場所の開設、運営については防災科学技術研究所等の情報を参考に、関係機関と連携し、新たな運営手法について整備していくとともに、自然災害と感染症は自己の備えが重要であることについて啓発をしっかりとまいります。

〔答弁〕 総務部長

新型コロナウイルス感染症対策に係る職員の働く環境についてご質問をいただきました。

まず、窓口の感染予防対策についてです。

窓口における来庁者と対応に当たる職員の相互の感染防止のため、飛沫感染防止用のフィルムを設置したほか、課ごとに消毒責任者を専任し、カウンターや椅子、執務室内の机やキャビネットなどを1日1回以上消毒しています。また、在宅勤務を活用したシフト勤務体制及び会議室を利用した執務室の分離を実施したほか、公共交通機関を利用する職員の感染リスクを軽減するため、時差勤務を導入しました。引き続き可能な取組については当分の間継続してまいります。

次に、混雑対応における業務の工夫についてです。

時間がかかる申請等については提出書類を受領した上で後日改めて来庁していただくことや、原則として窓口で対応してきた手続の一部を郵送等で対応することを可能としました。また、住民票の発行など郵送対応が可能なサービスについて、市ホームページで改めて周知しました。

次に、これらの対応を踏まえた課題についてです。

特別定額給付金のオンライン申請に係るマイナンバー関係の手続で、1階の窓口では想定以上の混雑が生じてしまいました。結果として、この職場ではシフト勤務を実施できなかったため、このような職場への職員応援体制などについて検討が必要であるものと考えております。

最後に、在宅勤務体制の導入についての工夫とその効果についてです。

在宅勤務をはじめとするシフト勤務の導入に当たっては拙速な導入をせず、まず各課において市民サービスを維持するために必要な新型コロナウイルス感染症対策に特化した業務継続計画を作成しました。職員が罹患した状態であっても業務継続計画を実施するために必要最低限の人員を確保しつつ、各課の創意工夫により複数の班体制を組み、在宅勤務、時差出勤や執務室の分離等のシフト勤務を実施するとともに、在宅でも可能な業務を精査しました。在宅で業務を行う場合は、紙媒体、電子データのいかなを問わず、情報公開条例の非公開情報に当たる個人情報等を含まないものに限定し、さらに事前に所属長の承認を受けることとしました。また、自己所有パソコンの利用を一時的に認めたことから、電子データについては自己所有パソコンへのダウンロードを禁止し、クラウド上での作業に限定させるなど、情報セキュリティに留意したものとしました。

今回実施した在宅勤務等のシフト勤務によって執務場所での職員の集中を抑制しつつ市民サービスを継続できたことは、新型コロナウイルス感染症対策として一定の成果があったものと認識しております。今後、職員に対するアンケートを実施し、在宅勤務の効果や課題を検証するとともに、今後の在宅勤務の在り方について検討してまいります。

〔答弁〕 環境経済部長

新型コロナウイルス感染症対策に係る職員の働く環境のうち、清掃職員の事例についてお答えします。

「感染するわけにはいかない」、これは清掃職員から出た言葉です。緊急事態宣言が発出される前から、職務への影響を考慮して三密になる場所には行かないなど、一人一人が感染を防ぐ行動を取っていました。緊急事態宣言後は、感染した場合に濃厚接触者となってしまう運転手と助手、そして乗務する車両を固定したバディ体制を導入し車両単位で配車するなど、職員が感染しても所内で直ちに感染が拡大しないようにしました。また、密集や職員相互の接触機会を避けるために、職員を大きく2班に分け、時差出勤や屋外での朝礼も実施し、帰庁後は洗車、消毒といった屋外作業に従事しています。収集中はマスクの着用を励行し、自前のフェースシールドを装着するなど、ゴミ袋が破裂する際の飛沫による感染防止対策を行っています。

外出自粛や在宅ワークなどで増加するごみと、夏に向けて上昇する気温、職場の体制変更や帰宅後も続く制約など、体だけでなく心理面でも相当な負荷がかかっていますが、高い意識と笑顔で対応してきました。幸いにも感染者を出さず、いつもどおりの市民サービスが提供できていることは清掃職員の誇りであり、市民からも100通を超えるお手紙やメッセージをいただいていることが何よりの励みになっています。

緊急事態宣言は解除されましたが、引き続きの感染防止対策が重要になっています。職員の健康にも配慮しながら、市内の状況に応じて柔軟で迅速な対応に努めてまいります。

〔再質問〕 沖本

それでは、いただいた答弁に対して再質問を行います。

このたびの新型コロナウイルス感染症対策に関しましては、本当に職員の皆様はそれぞれの職場で大変なご苦労があったかと思えますし、それを乗り越えてということで、引き続きまだまだ予断が許せない状況なので、引き続きの職務に当たっては十分注意され努めていただければと思います。

そのような中ですけれども、先ほど総務部長から在宅勤務体制の導入についてというところで、自己所有のパソコンの利用、一時的に認められたということと、そういったところでは電子データについてはパソコンへのダウンロードを禁止したりとか、クラウド上での作業に限定してきたということで、情報セキュリティには留意してきたという、そういった答弁がございました。やはり在宅勤務、つまり自宅利用型のテレワークにおける最大の課題というものはセキュリティであろうかと思えます。今回は急な導入でしたので、こうした自己所有のパソコンの利用というものは一時的に認めざるを得なかったと理解をするものです。今後の取組としても、アンケートの実施、あるいは在宅勤務の効果、課題を検証し、今後の在宅勤務の在り方について検討していくという答弁がありました。ぜひ、この効果、そしてセキュリティ対策を含めた課題について引き続き研究していただき、感染症対策しかり、働き方改革といった観点からの取組としても在宅勤務、テレワークの導入に向けた検討が進められることを期待するものですが、当局としてのお考えを伺いたいと思います。

それから、市長室長から答弁いただきました。（３）の中で熱中症の対策についてというところを聞いているのですけれども、全体的な対策の中で含まれているという理解でいいと思うのですけれども、これは要望ですけれども、やはり熱中症になってしまうと免疫力というものは下がります。当然、感染するリスクというものが高まると思います。そうした意味では、ぜひそうした対策も含めてやっていただければと思っておりますので、これは要望ですので答弁は結構です。

以上で再質問を終わります。

〔答弁〕 総務部長

再質問をいただきました。

在宅勤務、テレワークの導入に向けた検討についてですが、情報セキュリティの確保や業務が限定されてしまうこと、勤怠管理などの課題もありますが、今後の働き方改革の取組として、育児や介護との両立や大規模災害時などでの業務継続にもつながるものと考えております。今後職員に実施するアンケート結果も含めて検証、検討してまいります。